

新潟県警察少年警察補導員運用要綱の制定について（例規通達）

令和 4 年 9 月 27 日

本部（少）第44号

〔沿革〕 令和 8 年 3 月本部（警務）第17号改正

新潟県警察少年警察補導員運用要綱を別添のとおり制定し、令和 4 年10月 1 日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

新潟県警察少年警察補導員運用要綱

1 趣旨

この要綱は、県警察における少年警察補導員の運用に関し、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第 2 号）、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）及び少年警察活動規程（平成19年本部訓令第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 活動

少年警察補導員の活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 少年相談
- (2) 継続補導
- (3) 被害少年に対する継続的支援
- (4) 街頭補導
- (5) 触法少年、ぐ犯少年及び不良行為少年に係る事案の処理
- (6) 家出少年への対応
- (7) 要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童への対応
- (8) 有害環境の浄化
- (9) 関係機関との連携
- (10) 広報啓発
- (11) 少年警察ボランティアの運用
- (12) その他人身安全・少年課長が必要と認める活動

3 重点活動

少年警察補導員の重点活動は、2 (1)から(3)までに掲げるものとし、他の活動に優先して取り組むものとする。

4 活動要領

(1) 少年相談

必要により非行の原因、家庭の状況、友人関係その他の事項を調査するとともに、保護者等、学校又は職場の関係者その他の適当な者と連携し、早期に問題が解消されるよう処理を行うものとする。

(2) 継続補導

ア 継続補導の対象となる少年又はその保護者等の日常生活の支障とならないようにし、招致面接指導のほか家庭訪問による指導その他の適宜な方法により効果的に実施するものとする。

イ 継続補導の対象となる少年が女性の場合は、原則として、女性の少年警察補導員が担当するものとする。

(3) 被害少年に対する継続的支援

必要により部内外の専門家の助言又は指導を受けながら、被害少年に対し、立ち直りのための継続的支援を実施するものとする。

(4) 街頭補導

積極的な声かけ等により非行少年等（少年警察活動規則第2条第6号から第10号までに規定する非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童をいう。）の早期発見に努めるとともに、注意、助言、指導等を行うに当たっては、少年の心理その他の特性に配慮するものとする。

(5) 触法少年、ぐ犯少年及び不良行為少年に係る事案の処理

触法少年、ぐ犯少年及び不良行為少年に係る事案の発生地を管轄する署と連携して当該事案の処理を行うものとする。

(6) 家出少年への対応

ア 家出少年に関する相談等を受理したときは、行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）、行方不明者発見活動に関する訓令（平成22年本部訓令第3号）等の規定に基づき組織的に対応するものとする。

イ 家出少年を発見したときは、少年の心理その他の特性に配慮した事情聴取を行い、福祉犯その他の犯罪による被害の有無を確認するとともに、家出の背景には、いじめ、児童虐待、学校又は職場における人間関係の悩みその他の原因があることを念頭に置き、その究明に努め、事案の重大性、緊急性等に応じた的確に対応するものとする。

(7) 要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童への対応

要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、その発見場所を管轄する署と連携し、状況に応じた措置を執るほか、関係機関と構成する少年サポートチームで対応するなど、当該要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童が抱える問題に即した専門的知見に基づく支援を実施するものとする。

(8) 有害環境の浄化

街頭活動、サイバーパトロールその他の警察活動を通じて、少年に有害な商品若しくはサービスを提供する営業又はインターネット上の違法若しくは有害な情報その他の有害環境の実態把握に努め、当該有害環境を生み出している関係者に対する指導若しくは協力依頼、関係機関への連絡若しくは通報又はその他の方法により有害環境の浄化活動を行うものとする。

(9) 関係機関との連携

少年警察活動に当たっては、関係機関の理解と協力を得た上で、当該関係機関と緊密に連携するものとする。

(10) 広報啓発

少年の非行の防止、少年の犯罪等による被害の防止、少年相談の利用の促進等を図るため、非行防止教室、薬物乱用防止教室、各種地域の保護者会その他のあらゆる機会を利用して効果的な広報啓発を行うものとする。

(11) 少年警察ボランティアの運用

大学生少年サポーターの活動が効果的に行われるよう指導するとともに、少年補導員及び少年指導委員の少年警察ボランティアとも連携して、広域的な運用を図るものとする。

5 留意事項

人身安全・少年課長及び少年警察補導員が配置された所属の長は、少年警察補導員がその活動を行うに当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 転用の抑制

少年警察補導員の活動以外の活動に従事させることは、やむを得ない場合を除き、極力抑制すること。

(2) 教養の実施

ア 少年の心理その他の特性についての深い知識及び少年の取扱いについての技術を習得するため、採用時の教養の充実を図ること。

イ 少年警察補導員の活動における専門的カウンセリング技術及び問題解決能力を向上させるため、部外教養を含む各種教養の実施に努めること。

ウ 教養の内容については、事例に基づく実践的なものにするものとする。

(3) 少年サポートチームの活用及び関係機関との連携の強化

ア 少年警察補導員が重点活動を行うに当たっては、少年サポートチームの効果的かつ積極的な活用を努めること。

イ 平素より関係機関と緊密な連絡を行うなど連携を強化すること。

(4) 活動についての適正な評価

少年警察補導員の活動の評価に当たっては、その活動の特質が捜査又は取締りとは別の観点から少年を指導し、又は支援する点にあることを認識し、その努力度及び達成度を実質的かつ総合的に評価すること。

(5) 危害防止のための措置

ア 少年警察補導員が継続補導その他の活動で少年又はその保護者等に接触するときは、接触する場所及び時間、当該活動の内容等を勘案し、必要により、警察官の同行、複数による対応その他の危害防止のための措置を執ること。

イ 街頭補導は、原則として複数で実施し、危害を受けるおそれのある場所又は時間に実施するときは、警察官が同行すること。

6 配置の在り方

人身安全・少年課長は、少年警察補導員の適切な指導及び管理の点から少年警察補導員を少年サポートセンターに集中して配置するものとする。ただし、特別な理由がある場合は人身安全・少年課以外の所属への配置もやむを得ないが、この場合であっても配置の必要性について定期的に見直しを行うものとする。